



県 章

滋賀県公報

平成 23 年 (2011 年)
4 月 27 日
号 外 (1)
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	2

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成22年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年4月27日

滋賀県監査委員	大 井 豊
"	平 居 新 司 郎
"	山 田 実
"	谷 口 日 出 夫

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
琵琶湖環境科学研究センター	平成23年4月18日
琵琶湖博物館	平成23年4月20日
衛生科学センター	平成23年4月18日
工業技術総合センター	平成23年4月15日
病虫害防除所	平成23年4月15日
農業技術振興センター	平成23年4月15日
畜産技術振興センター	平成23年4月20日
水産試験場	平成23年4月13日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

琵琶湖博物館

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年10月から正当支給額を上回って支給され、234,000円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

農業技術振興センター

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成9年5月から正当支給額を上回って支給され、2,037,100円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係(1件)

- ・ 使用料について収入未済の解消を求めるもの (水産試験場)
- (1) 支出関係 (3 件)
- ・ 諸手当の支給を誤っているもの (琵琶湖環境科学研究センター、畜産技術振興センター、水産試験場)

(3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 23 年 4 月 27 日

滋賀県監査委員	大	井	豊
"	平	居	新 司 郎
"	山	田	実
"	谷	口	日 出 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	総務部総務課
監査執行年月日	平成 22 年 7 月 16 日
監査結果報告年月日	平成 22 年 11 月 26 日
監査の結果	<p>(7) 専修学校等修学奨励資金貸付金の償還金について、平成 22 年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 562,729 円増加し、5,241,665 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成 8 年 1 月から正当支給額を上回って支給され、596,700 円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(7) 債務者に対する返還義務の周知徹底と個別訪問や文書等による督促を繰り返し行い納入促進を図るとともに、貸付金に係る事務を行っている関係市町担当課に対しても債務者の実情把握や償還指導を要請し、平成 23 年 3 月未までに 287,898 円を収納した。</p> <p>また、債務者の収入状況の悪化に伴う納付方法の変更、口座振替制度の新たな整備による利便性の向上など、債務者の実情に応じた納入方法を工夫するとともに、関係市町担当課にもさらにきめ細やかな償還指導を要請するなど、新たな収入未済の発生防止に努めた。</p> <p>(1) 通勤届の実情を確認したところ、自転車通勤者 1 名に届出誤りと認定時の確認が不十分であり、自転車による通勤距離が徒歩により通勤するものとした場合において 2 km 未満であって、手当の支給対象とはならないことが判明したことから、改めて通勤届を提出させて認定するとともに、過払いとなった 596,700 円のうち 5 年間に遡り 199,200 円の戻入を措置し、平成 22 年 8 月 11 日に完納させた。</p> <p>また、全職員の通勤手当の認定誤りがないか再点検を実施するとともに、今後、認定に際しては通勤距離の図上測量を行うなど、認定誤りの未然防止を図ることとした。</p>

監査執行対象機関名	総務部財政課
監査執行年月日	平成 22 年 7 月 20 日
監査結果報告年月日	平成 22 年 11 月 26 日
監査の結果	<p>普通財産貸付料収入において、平成 22 年 5 月末日現在、287,004 円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>平成 20 年度下半期分の貸付料に未納が発生して以降、借受人と接触できない状態であるが、旧借地法の規定に基づく借地権が存続する間は、借地契約が継続されていると解されることから、平成 21 年度貸付料の請求を行い、収入未済が発生したものである。平成 22 年度においては、6 月 2 日付け督促状により督促したほか、借</p>

受人の居宅に計16回訪問するなど再三接触を試みているものの、現在まで接触ができず、納付もなされていない状態が続いている。

今後は、平成22年度分貸付料を含めた574,008円の支払を求め、引き続き借受人との接触に努めるとともに、法的措置についても検討することとしたい。

監査執行対象機関名	総務部自治振興課
監査執行年月日	平成22年8月2日
監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の結果	通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、172,500円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成15年6月に認定経路の距離を18.7kmとして認定したところ、平成16年4月に新たな道路が開通したことにより、一般に利用しうる最短経路の距離が短縮された。これに伴い提出すべき通勤届が提出されなかったため、平成16年4月から平成22年6月までの間に172,500円の過払いが生じた。 新たに通勤届を提出させ、認定経路の距離を16.8kmとして再認定するとともに、5年間に遡り過払いとなっている支給額138,000円を平成22年9月30日に完納した。 なお、今後は、道路事情の変更等における届出の徹底を職員へ周知するとともに、6か月ごとの確認時においては、通勤方法や通勤経路の確認のみならず、新しい道路の開通等について情報の把握に努め、地図等を参考に適正執行に努めていく。

監査執行対象機関名	健康福祉部健康福祉政策課
監査執行年月日	平成22年8月5日
監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の結果	通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、135,000円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	通勤手当の支給において、最短距離の届出誤りと認定時の確認が不十分であったため、過払いとなっている支給額を5年間に遡り108,000円の戻入処置を行い、平成22年8月27日に完納した。 今後は、通勤手当の認定の際には提出された通勤届に記載されている通勤経路および最短距離をインターネットの経路検索ソフト等により確認し適正な認定事務に努めるとともに、6か月ごとの確認は厳格に行う。併せて、変更等が生じる場合は速やかに届け出るように職員に周知し、認定誤りのないように努める。

監査執行対象機関名	健康福祉部障害者自立支援課
監査執行年月日	平成22年8月5日
監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の結果	発達障害者支援センター運営事業委託において、受託者から6,936,000円請求されているにもかかわらず、誤って6,396,000円を支払い、後日不足分の540,000円を支払っている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	起案者、グループリーダーおよび決裁者において、支出命令金額と請求書、契約書等の添付書類に記載されている金額との照合を徹底するとともに、支出整理票により支出状況を整理することで、同様の事態の再発防止を図った。

監査執行対象機関名	健康福祉部子ども・青少年局
監査執行年月日	平成22年8月11日

監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の結果	民間シェルター運営費補助金事務において、補助対象外経費も含めて補助金を交付していたため、156,000円が過大な支出となっている事例が認められたので、速やかに補助金返還の手続き等適切な措置を講じるとともに、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	民間シェルター運営費補助金については、当該補助金の交付団体に対して、過大な支出となっている156,000円の返還を求め、平成23年4月27日を期日に全額の返還を受ける予定である。 併せて、補助対象経費の内容について当該交付団体に改めて周知するとともに、実績報告に基づく補助金額の確定の際には、補助対象経費の確認等十分な審査を行うよう子ども・青少年局職員に周知徹底し、再発防止を図った。

監査執行対象機関名	農政水産部水産課
監査執行年月日	平成22年8月10日
監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の結果	沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等について、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,227,000円増加し、28,695,951円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収入未済の解消については、収納代理機関である農林中央金庫大阪支店と連携を図りながら、債務者に対して、書面、電話、訪問による督促を実施した。その結果、3,897,000円(平成23年3月末日現在)の回収を図ることができた。 今後も、訪問などによる督促を強化し、また、状況に応じて連帯保証人に対しても督促等を行い、債務者に対する納入指導を求めるとともに、回収が困難と見込まれる場合には、連帯保証人による代位弁済を求めするなど、できる限り早期に収入未済の解消を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	土木交通部住宅課
監査執行年月日	平成22年8月9日
監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の結果	公営住宅使用料等について、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,926,058円増加し、73,162,023円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	家賃滞納者に対しては、督促状の送付、囑託職員による訪問納付指導、県・公社職員による夜間個別訪問等を実施し、きめ細かな納付指導を徹底した。 さらに併せて悪質な滞納者に対しては、使用許可取消や住宅明渡しと滞納家賃請求訴訟および強制執行の法的措置を講じた。 また、収入申告未申告者に対し、訪問納付指導時に併せて、収入申告を行うよう指導を行い、新たな滞納の抑制に努めた。 駐車場や離職退去者への住居提供など、公営住宅の目的外使用許可にかかる使用料滞納者については、家賃と併せての夜間個別訪問指導、文書督促や面談による指導等を実施し、納付指導を行った。 これらの取り組みにより、25,293,632円(平成23年3月末日現在)の収納が図れた。 今後は、引き続き督促状の送付、個別訪問指導等を実施しながら、滞納初期段階での指導を強化し、口座振替による家賃納付の促進等により新たな滞納の抑制に努めていく。 また、訴訟等の法的手段も積極的に活用し、指導の強化を図るとともに、退去滞納者に対しては引き続き債権回収事業者への徴収委託を行い、収納促進を図るとともに、今後の納付の見込のないものは不納欠損処分を行うなど適正な債権管理を行っていく。

なお、公営住宅入居者は低所得者が多いことから、福祉との連携を強化するとともに、滞納者個々の生活実態に十分目を配りながら、きめ細かい対応を行っていく。

監査執行対象機関名	病院事業庁
監査執行年月日	平成22年7月15日・29日
監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の結果	<p>(7) 平成21年度病院事業会計における患者負担金収入についての、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,443,657円増加し、79,829,615円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(成人病センター)</p> <p>(4) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年4月から正当支給額を上回って支給され、383,300円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(成人病センター)</p> <p>(5) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、158,400円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(小児保健医療センター)</p> <p>(1) 平成21年度病院事業会計における患者負担金収入について、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ928,115円増加し、10,264,278円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(精神医療センター)</p> <p>(2) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成8年10月から正当支給額を上回って支給され、392,700円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(精神医療センター)</p>

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(7) 患者負担未収金については、督促管理システムにより、債務者ごとに個別管理し、入院中からの入院診療費未納患者との面談、高額療養費貸付制度や分割納付等の相談、書面、電話、再来時の支払指導やクレジットカードによる収納および連帯保証人への支払請求などにより、患者負担金の早期収納に努めている。

また、過年度未収金等については、年2回の回収督促強化期間(夏期：7月～9月、冬期：1月～3月)を設け、4班体制で督促および訪問徴収を行っているが、夏期督促強化期間に724,514円収納するとともに、回収困難な未収金については、弁護士事務所への未収金回収業務委託により、平成23年2月末現在で1,601,284円収納することができた。併せて、県立病院不納欠損処分取扱要綱に基づき平成22年12月末現在で4,800,006円の不納欠損処分を行った。

これらにより、平成22年5月末の収入未済額79,829,615円については、12,736,046円を収納し、不納欠損処分による削減の結果、平成23年2月末現在で62,293,563円となった。

今後も、督促強化期間を設けて集中的に督促、訪問徴収などを行い、未収金収納を促進するとともに、新たな収納未済の発生防止に努める。(成人病センター)

(4) 通勤手当の支給において、2名について最短距離の届出誤りと認定時の確認が不十分であったため、平成13年4月から平成22年6月までの間に383,300円の過払いが生じた。

通勤経路、距離について直ちに確認の上、再認定を行い、過払いとなっている額のうち、平成22年7月9日に5年間を遡り293,800円戻入された。

また、全職員について、通勤経路および最短距離の確認を行うとともに、通勤届記載時の注意事項の周知を行った。

今後、通勤手当の認定および6か月ごとの確認時には通勤経路の確認を確実にし、適正な認定事務に努めるとともに、変更が生じた場合に速やかに届出を行うよう周知を図り、認定誤りのないように努める。(成人病センター)

(2) 指摘された過払額については、平成22年12月24日に5年間を遡り133,200円戻入された。

また、自動車通勤となっている全職員の通勤距離を再度調査し、認定距離と異なっている場合は修正した。

今後は、通勤手当の認定および6か月ごとの確認の際に通勤経路の確認を適正に行い、経路の変更等

が生じた場合には届出を速やかに行うよう周知し、事務処理に誤りのないように努める。(小児保健医療センター)

- (イ) 債務者に対し、電話や文書、自宅訪問および再来時に督促を実施したほか、債務者本人から徴収が困難と判断される場合は連帯保証人等にも支払請求を行った。

また、未収金回収業務委託により平成23年2月末現在で172,880円収納することができた。併せて、県立病院不納欠損処分取扱要綱に基づき平成22年12月末現在で881,240円の不納欠損処分を行った。

これらにより、平成22年5月末の収入未済額10,264,278円については、1,579,207円を収納し、不納欠損処分による削減の結果、平成23年2月末現在で7,803,831円となった。

今後も引き続き文書や訪問などにより未収金収納を図るとともに新たな未収金の発生防止に努める。

(精神医療センター)

- (オ) 通勤手当の支給について、認定誤りで過払いのあった2名については、平成22年7月21日に5年間を遡り198,000円戻入された。

また、自動車通勤となっている全職員の通勤距離を再度調査し、認定距離と異なっている場合は修正した。

今後、通勤手当の認定および6か月ごとの確認時には通勤経路の確認を確実にし、適正な認定事務に努めるとともに、変更が生じた場合に速やかに届出を行うよう周知を図り、認定誤りのないように努める。

(精神医療センター)

監査執行対象機関名	教育委員会事務局教職員課
監査執行年月日	平成22年7月26日
監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の結果	職員給与の返納について、平成22年5月末日現在、230,876円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	当該債務者は行方不明であったが、本人への電話連絡や家族への訪問を行っていたところ、平成23年2月9日に本人と電話連絡がとれたため、給与の返納についての説明を行った。 その際、本人から分割での納付の申し出があったことから、分割返済計画書(以下「計画書」という。)を提出するよう指導したが、現在のところ計画書の提出がないため、電話で督促を行った。 今後も、計画書を提出するよう引き続き指導するとともに、その後の収納についても遅滞なく行うよう指導を行いたい。

監査執行対象機関名	教育委員会事務局学校教育課
監査執行年月日	平成22年7月23日
監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の結果	高等学校奨学資金貸付金等の償還金について、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ25,785,113円増加し、86,906,495円となっているため、なお一層の収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成22年度から、グループリーダー1名(学事担当グループリーダー兼務)、再任用職員2名、非常勤嘱託員3名の合計6名からなる奨学金担当を設置し、電話、書面、訪問による催告を実施した。 その結果、繰越滞納分については、9,139,535円(平成23年3月31日現在)を回収し、その収納率は10.5%となり前年度末の収納率より5.5ポイント上昇した。 しかしながら、近年の貸与者数の増加に加え、経済状況の悪化もあいまって、返還が困難となる者の数が急増している。 今後も引き続き、早期に収入未済の解消を図るとともに、貸付時や貸付終了時において、奨学生に債務者として返還義務があることを周知して返還意識の向上を図ることとする。

監査執行対象機関名	教育委員会事務局人権教育課
監査執行年月日	平成22年7月26日
監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の結果	<p>地域改善対策修学奨励資金貸付金の償還金等について、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ10,876,406円増加し、67,919,295円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納促進については、関係市町教育委員会を訪問し個々の債務者の実情に照らした、継続的な返還指導について引き続き依頼した。</p> <p>債務者に対しては、文書による督促や電話等による説明を行い、また、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、平成23年3月末日現在で6,520,399円を収納した。</p> <p>また、新たな収入未済の発生防止に向けては、機会あるごとに返還義務があることについて周知に努め、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会を通じ個別指導に努めた。</p>

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の意見	<p>(1) 県庁周辺地域の将来構想について</p> <p>旧体育文化館や旧滋賀会館をはじめ滋賀県庁周辺の老朽施設や敷地の今後の活用策について、かねてから検討が続けられてきた。その結果、平成22年10月、具体的な活用策を提示するには至らなかったが、検討対象施設の土地利用の方向性に関する基本的な考え方、今後の進め方が提示された。</p> <p>今後、まちづくりの観点から、地元市において県庁周辺を含めた地域のまちづくりを議論する場を設置することとし、県も所有者として主体的に議論に参画し、そこでの議論を踏まえ土地利用に向けての具体的な検討が開始されることになったが、各般の意見も受け止めながら、県と地元市とが連携し、遅滞なく着実な形で次の姿が県民に見えてくるよう検討を進められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(知事直轄組織企画調整課)</p> <p>旧滋賀会館や旧体育文化館など県庁周辺5施設の土地利用の方向性については、平成22年10月に策定した「県庁周辺地域の将来構想」に基づき検討を進めているところである。</p> <p>そこで平成23年度は、地域のまちづくりの観点から、大津市において議論の場を設置いただくこととしている。</p> <p>県は地権者として、旧体育文化館の現況調査などを行い、検討材料を提供するなど、この議論の場に主体的に参画することとした。</p>

監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の意見	<p>(2) 大地震発生時の連絡体制の整備について</p> <p>大地震発生時における危機管理の備えとして、まずは県組織の連絡体制の万全な構築が必要である。大地震など大規模災害時には、電話の発信規制や接続規制などの通信制限が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が制限され、相互の連絡が絶たれる状況になる。</p> <p>そこで、必要となる通信を確保するため、災害の救援、復旧や公共の秩序の維持を目的とした「災害時優先通信」という仕組みがあり、既に県では防災所管部局の一定の職員には当該優先電話を保有させている。</p> <p>しかし、いざ地震発生という局面には、災害対策本部員を担う各部局長をはじめ、災害対策に関わる要の職員への通信連絡は欠かせないものであり、この際改めて所要の職員を洗い出し、必要な措置を講ずべきものとする。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(知事直轄組織防災危機管理局)</p>

災害対策本部員等への連絡体制を整備するとともに、防災危機管理局をはじめ、災害対策に関わる要となる一定の職員には、災害時優先電話を保有させている。

災害時に優先的に発信が可能な「災害時優先通信」は、登録できるのは公用電話のみであり登録台数制限があることも考慮しつつ、災害対策に関わる要の職員への通信の確保に努めたい。

監査結果報告年月日	平成22年11月26日
-----------	-------------

監査の意見

(3) 用紙の使用量削減について

低炭素社会に向けた県庁率先行動計画による省エネ・省資源の取組として、庁内向け印刷の紙使用量を平成17年度比1割削減を目標値としてきたが、今に至っても減少傾向を示さない状況にある。コピー機に係る用紙は、本庁分は総務課、それ以外の地方機関や学校では庶務担当、また、プリンター機器の用紙は各セクションがそれぞれ購入しているが、削減目標を念頭に置いた抑制的な管理は行われていない。

まずは、どのセクションが目標管理に責任を持つのかをはっきり位置づけること、さらに、2030年(平成42年)における県の温室効果ガス排出量半減という目標に即して県が事業者として取り組むべき削減目標も想定したうえで、改めてペーパーレス化への行動計画を打ち出されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部総務課)

平成21年度における本庁分のコピー機に係る用紙の使用量は、約41,670千枚であり、平成17年度の約45,482千枚と比べて約8.4%削減している。

今後、目標が達成できるよう、更なる削減に向けてより一層の啓発を行うとともに、関係課からなるグリーンオフィス幹事課会等において、用紙の使用量削減に向けた検討および改善策の提案を継続的に取り組んでいく。

平成23年度の滋賀県庁地球温暖化対策実行計画の改定に併せて、全庁的な目標を見直すとともに、知事を議長とする環境経営会議において点検・是正を行うなど、ペーパーレス化に向けて全庁挙げて取り組んでいく予定である。

(総合政策部情報政策課)

関係課からなるグリーンオフィス幹事課会等を設け、用紙の使用量削減に向けた検討および改善策の提案を継続的に行っていくこととした。

また、県庁率先行動計画による用紙の使用量削減を促進するため、プリンターの印刷ページ数の現状や両面、集約印刷といった利用方法に加え、PDFファイルやスキャナを利用した電子文書の活用方法について、庁内電子掲示板等を用いた周知、広報を行っていく。

(琵琶湖環境部温暖化対策課)

用紙の使用量削減に向けては、これまでより県庁率先行動計画において用紙使用量削減のための具体的行動項目および実施事項を定め、職場研修や内部環境監査を通じて周知徹底を図るとともに、関係課と連携のもと、コピー使用量やプリンターの印刷ページ数の情報を提供し、各課の取組を促してきたところである。

県庁率先行動計画については、平成23年3月に改定し、琵琶湖環境部次長を率先行動計画管理責任者と定め、各所属においては取組の中心となるグリーンオフィス推進員を設置するとともに、用紙購入量およびコピー使用量の削減目標を設定し、評価する手順を追加するなど、推進体制等の強化を図ったところである。

さらに、施設毎の推進組織を設置することとし、本庁においては関係課からなるグリーンオフィス幹事課会を設け、用紙の使用量削減に向けた検討や改善策の提案を継続的に行っていくなど、目標の実現に努めていく予定である。

2030年(平成42年)における県の温室効果ガス排出量半減という目標は、第三次滋賀県環境総合計画の長期的な目標(低炭素社会の実現)として位置づけられており、県庁においてもこの目標に向けて事務事業面で優先的な取組を行うこととしている。そこで、現在、業務のあり方や事務のシステムも含めて検討しており、平成23年度の滋賀県庁地球温暖化対策実行計画の改定に併せて全庁的な目標を見直すとともに、県庁率先行動計画を推進するなかで、知事を議長とする環境経営会議において点検・是正を行うなど、ペーパーレス化に向けて全庁挙げて取り組んでいく。

監査結果報告年月日	平成22年11月26日
-----------	-------------

監 査 の 意 見

(4) 人材の育成と活用について

地域主権改革という大きな動きのもとで今後の県の組織体制の在り方については改めて検討する必要があるが、行政運営においてその鍵を握るのは、やはり人材の力である。国に依存することなく地域自らが課題を解決するには、職員それぞれが課題を見つけ、その解決に向けて行動し結果を出せるプロとしての力量を備えなければならない。

かねてから自律型人材育成制度のもとで能力発揮状況と目標達成状況の評価を実施し、職員の意欲と能力の向上を期しているが、事案の処理能力、コミュニケーション力をはじめ職員に欠かせない知識やスキルの上昇について、人材育成への投資を惜しむことなく取組を進められたい。

また、情報通信技術や観光・物流、企業経営や資産運用など、役所の枠組を超えて民間のノウハウに学ぶべき行政課題については、それぞれに必要な人材を任用できるよう柔軟な方策を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部人事課)

人材育成基本方針に基づき、職場における OJT をはじめ、政策研修センターでの研修等を通じ、職員の能力開発を図っており、さらに、今年度から行政とは異なる企業文化等に触れ、視野を広げることをねらいとした研修を新たに実施することとしており、引き続き積極的に人材育成に取り組んでいく。

また、地方公務員法で職員の採用は競争試験によることを原則とされているが、例えば情報技術分野等の正規職員で対応できない高度、専門的な分野については、一定の期限を限って任期付職員として採用できることとされており、これまでからこの制度を活用して民間での豊富な実務経験を本県行政に活かしているところであり、今後も必要に応じ活用していきたい。

監査結果報告年月日	平成22年11月26日
-----------	-------------

監 査 の 意 見

(5) 啓発冊子や教材の作成について

広く県民に周知すべき施策や事業をアピールするための啓発冊子や教材を各担当課で作成し、市町や団体、公民館や会館などに送付しているが、その後の活用状況について十分な点検がなされていない。

特に、毎年次、定期的な形で作成・配布を続けている冊子について、啓発・学習の成果を費用対効果の観点からしっかりと点検し、今後活かされたい。

また、学校に向けては児童・生徒用の教材として数多くの冊子が学校に送付されているが、授業の中での活用には限界がある。

冊子に対する教員や児童・生徒の評価も受け止めた上で、その活用場面を想定した編集に努められたい。

更に、人権や男女共同参画など、人が生きる基本にかかるテーマはトータルに学ぶほうが望ましいため、編集に当たってはその視点を考慮しての作成に当たられたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合政策部男女共同参画課)

男女共同参加社会づくり副読本については、毎年印刷を行い、小学5年生、中学2年生、高校2年生に配布し、併せて、指導の上でのねらいや支援のポイントを示すことにより、学校現場で活用しやすいように指導の手引きを教職員向けに配布を行っている。

その活用率および活用状況については、毎年、調査を年度末に実施している。副読本の活用をより図るため、副読本を活用したモデル事業や教職員向け講座で副読本の活用事例紹介などを実施した。

また、副読本の編集にあたっては、学校現場の教員および教育委員会事務局の職員を編集委員に充て、調査結果で得た感想・意見、モデル授業で出された意見など現場の声を取り入れ、小・中・高校生で学ぶ年齢に応じた内容になるよう、他の冊子との整合性を図りながら、様々な授業で使用可能なものになるよう工夫を図っていく。

(総合政策部人権施策推進課)

当課では定期的な形で作成・配布している冊子はないが、随時作成している啓発冊子については、各市町から必要部数を予め聞きながら配布部数を精査するとともに、各種団体や県民の方々からの要請に対しては、その都度必要部数を確認しつつ配布しており、啓発や研修等に有効に活用いただいていると考えている。

また、制作に当たっては、日常生活や身近な人間関係の中から題材や場面を選んだり、感性に訴える表現を

取り入れるなど工夫を重ねており、今後とも有効に活用いただけるよう内容の充実に努めていきたいと考えている。

さらに、こうした啓発冊子に対する意見・感想を収集するため、冊子裏面に「しがネット受付サービス」に繋がる二次元バーコードを掲載しており、利用者の声を聴きながら、今後作成する冊子に反映したいと考えている。

同時に、啓発冊子の作成に当たっては、様々な人権課題をトータルに学ぶことが出来るよう、各担当部局と十分打ち合わせを行っているところである。

(教育委員会事務局人権教育課)

当課では、県民向けの啓発冊子や教材、また学校に向けての児童・生徒用の教材は近年作成しておらず、今後も特に予定はない。

一方、他課において人権や男女共同参画などをテーマに冊子や教材を作成される際には、これまでから編集委員会等への参加要請に応じており、例えば男女共同参画課の高校生用副読本(平成20年度)、中学生用副読本(同21年度)、小学生用副読本(同22年度)の改訂にあたり編集委員会に参画してきたところである。

今後も同様に人権教育の視点から積極的に関わっていききたいと考えている。

監査結果報告年月日	平成22年11月26日
-----------	-------------

監査の意見

(6) 早崎内湖の再生について

平成13年以来、早崎内湖干拓地において生態系の復元や在来種の復活など、17ヘクタールの水田を毎年湛水して内湖再生に向けた試験的な取組が重ねられている。この間、様々な角度からの試験調査が重ねられ、そのベースとなる農地の借地料についても既に7年にわたり支出されているが、未だ干拓農地89ヘクタールに及ぶ全体像への道筋を示すには至っていない。

琵琶湖の歴史を繋ぐ高い志をもつ事業ではあるが、法制度上の課題解決と併せて、用地取得などの経費負担にかかる国の支援なしにはさらなるステップアップは望めないものと思料されるので、現在の経費執行の状況も踏まえ、今後の事業展開について十分検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部琵琶湖政策課、農政水産部農政課)

平成19年3月に作成された早崎内湖再生計画案をもとに、平成20年度より地形測量、用地測量、地質調査、文化財調査および基本設計等を実施し、実施計画を作成することとして作業を進めてきた。

しかしながら、用地測量において、公図混乱、無番地の処理等の不測の事態が生じ、また法制度上の問題や技術的な課題の検討等に、時間を要しているところである。

引き続き、環境省の支援を得ながら、残る調査や課題の検討等を行い、出来るだけ早く関係機関や地元関係者の理解と協力を得ながら実施計画を作成する。

併せて、大変厳しい財政状況のもとであり、出来る限り国の様々な支援を受けながら、また、県の財政状況を見極めながら、進めていく必要があると考えている。

監査結果報告年月日	平成22年11月26日
-----------	-------------

監査の意見

(7) 高齢者施策の充実について

平成12年に介護保険制度がスタートし、この間、所要の制度見直しが図られながら11年目を迎えているが、依然、施設介護の一つの柱である特別養護老人ホームへの入所待ちにより、施設への入所の緊急性が高い高齢者が在宅サービスや親族に頼っている実情にある。

介護サービスの中でも特別養護老人ホームは生活基盤の問題だけに居宅介護との役割分担のもとに、入所ニーズへの期待に応え得る施設整備に努められたい。

また、認知症高齢者が年々増加し、その予防、早期の発見・診断と対応など本人に対する適切なケアと、相談など家族を支えるサービスの充実が求められており、併せて地域も認知症高齢者やその家族を見守り支えていけるように、これら総合的な支援体制の充実に努められたい。

さらに、介護ニーズがますます増大する一方で、その現場を担う介護人材の確保が難しい状況を踏まえ、介護職員処遇改善交付金制度が平成23年度までの3年間という期限付きで導入され、一定の賃金改善が図

られている。

平成24年度以降の国の支援策が現時点で定かではないが、今回の処遇改善策がそれぞれの現場でどう活かされているのか、県自ら現場に足を運びながら詳細に状況を把握し、その検証結果をもとにさらなる国の施策へと繋げるよう努力されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康福祉部元気長寿福祉課)

介護基盤の整備については、介護や支援を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていただくために、在宅サービスと施設サービスのバランスを図りながら、レイカディア滋賀プラン(介護保険事業支援計画)に基づき、計画的に整備を進めているところである。

特別養護老人ホームの整備については、3年ごとに策定しているプランにおいて、各市町がそれぞれの地域での入所申込者の状況、将来見込みを踏まえて、圏域ごとの整備量を定めている。

平成21年度から平成23年度までの第4期計画では、752床の整備を計画しているが、国の経済対策である介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の活用による第5期計画の前倒し分を含めて、平成23年度末までに約900床と計画を上回る整備が見込まれている。

一方、年々、入所申込者も増加をしていることから、次期の第5期計画では、こうしたことを踏まえて計画策定し、引き続き必要な整備に努めてまいりたい。

次に、認知症対策については、高齢化の進行に伴い認知症高齢者も増加する中で重要性を増しており、平成22年4月に4箇所の認知症疾患医療センターを指定し、早期発見・早期対応のための医療・相談支援を充実するとともに、認知症に関わる地域の医療・福祉・保健関係者等の連携を図る地域連携・多職種協働事業の拡充や県民の認知症理解を深める連続講座の開催、さらに平成23年2月には、在宅サービスを提供する職員を対象に家族支援という視点からはじめて研修を実施し、認知症の人と家族を支える人材の育成を図るなど、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの支援を行っている。

今後も、医療・介護・地域が一体となって認知症の人と家族を支援できるよう認知症対策の総合的な取組を充実してまいりたい。

最後に、介護職員処遇改善交付金については、介護分野における緊急経済対策として、国の平成21年度補正予算で講じられたもので、県としても介護職員の処遇改善を図る必要があることから、基金を設け実施しているところである。平成22年10月からは、キャリアパス(介護職員が将来の展望をもって働き続けられることができるためには、能力の向上、資格の取得、経験の積み重ねなどが、処遇や賃金に適切に反映されるキャリアアップの仕組み)の導入促進を行っている。

平成21年度における当該交付金の実績では、県平均で月額一人当たり13,856円の賃金改善が図られたところであり、また、介護現場からは、ベースアップ分への充当や一時金としての支給など活用方法は様々であるが、賃金改善とともに、キャリアアップ制度の導入により職員のモチベーションが上がったという声を聞いている。しかし、一方で、当該交付金の対象が介護職員に限られており、他の職種と格差が生じること、実績報告事務が複雑なこと、さらには、当該交付金制度が終了すれば賃金を下げざるを得ないとの声も聞いているところである。

県としても、これまでから、国に対して手続き書類の簡素化や対象職種の拡大、平成24年度以降についても利用者等への負担転嫁とならない財源措置を含めて恒久的な措置として処遇改善対策を講じることなどを要望しているところであるが、今後とも、介護現場の声を踏まえて、引き続き要望してまいりたい。

監査結果報告年月日 平成22年11月26日

監査の意見

(8) 食の安全・安心の推進について

平成21年12月に滋賀県食の安全・安心推進条例が制定され、平成22年10月からは全面施行されており、輸入業の届出や健康被害情報等の報告など、新たな制度の仕組みや内容の周知徹底に力を注がれたい。

また、身近な食の問題である「食中毒」がここ数年県内において全国平均をかなり上回って発生している状況にあることを踏まえ、特に、飲食店や食品製造施設に対する監視指導や消費者に対する意識啓発などの取組を強化し、「食品の安全性の確保」と「食への安心感の醸成」に向けて条例の実効を期されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康福祉部生活衛生課)

滋賀県食の安全・安心推進条例の周知徹底について

滋賀県食の安全・安心推進条例については、条例の啓発用パンフレット(あらし、食品等事業者向け、輸入事業者向け)を作成し、関係団体等を通じて関係事業者に周知を図るとともに、ホームページ、各種のメール情報や食品衛生月間などを通じて県民への周知を図った。

特に関係事業者に対しては、各保健所単位に食品安全管理講習会などを開催するとともに各関係団体が行う研修会や会議等の場を活用して条例に基づく新たな仕組みや内容についての説明を行い周知徹底を図った。

食品等事業者に対する監視指導や消費者への意識啓発の強化について

食中毒の発生防止については、食品等事業者に対する監視指導の重点事項とし営業者または食品衛生責任者に対して、衛生的な食品の取扱いおよび調理従事者の健康管理などを重点的に指導した。

また、食中毒が発生しやすい気象となる夏期には、食中毒注意報を発令し食品事業者や県民に注意喚起した。

発生件数の多いノロウイルスによる食中毒の防止対策については、チラシ等の作成・配布、ホームページやメールによる情報の発信を行い意識啓発を図るとともに、ノロウイルス食中毒注意報の発令を検討した。ノロウイルス食中毒が発生しやすい冬期は保健所単位で食品事業者に対する衛生講習会や一斉監視を実施するなど取組の強化を図った。

その結果、食中毒の発生件数は平成21年度に比べ11件減少した(平成23年3月16日現在)。

参考：平成21年度 19件

平成22年度 8件(平成23年3月16日現在)

監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の意見	
(9) 保育機能の充実について	
	<p>女性の就労や社会参加が進むにつれて、保育園の待機児童の増加が顕著な状況にある。県内の保育施設については年次的な整備計画に沿って徐々に充実が図られてきたが、今なお相当の待機児童がいる。</p> <p>国の交付金を財源にした子育て支援対策臨時特例基金により待機児童の解消や保育環境の改善に向けた施設整備への支援を着実に進めるとともに、同時に、保育に携わる人材をしっかりと確保できるよう保育人材バンクの機能を発揮させることにより、親の働き方に合わせた多様な保育ニーズに応えられるよう努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(健康福祉部子ども・青少年局)	
	<p>平成22年度は、7市17か所に対して保育所整備に係る支援を行い、平成23年度には定員が810名増加する見込みである。</p> <p>平成23年度も引き続き、子育て支援対策臨時特例基金を活用した保育所整備を推進することとしており、7市11か所に支援を行い、さらに定員550名の増加を図る予定となっている。</p> <p>また、保育人材の確保については、保育人材バンクを活用し、地域の潜在保育士の掘り起こしを進めるなど保育士確保に努めた結果、事業開始以降、平成23年2月末時点までに24名の保育士が採用されたところである。</p> <p>平成23年度は、大学との連携や市町における広報などにも取り組み、保育人材バンクのさらなる活性化につなげていきたい。</p>

監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の意見	
(10) 「滋賀 教育の日」の取組について	
	<p>県民こぞって教育を考え、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりに向けて、平成18年から、毎年の11月1日を「滋賀 教育の日」と定め、その前後1か月を教育関連事業を催す滋賀教育月間として取り組みが重ねられてきた。</p> <p>既に4年を経過しその現状をみると、毎年の事業が盛り上がり欠けること、また、県内各地の毎年の催しを形式的に束ねるだけでは県民への浸透に限界があることなどから、教育の日そのものが県民の十分な認識に至っておらず、当初意図された成果のレベルには達していない状況にあるものと思料される。</p> <p>教育に対する関心を引き起こし、県民参加を促す仕掛けづくりなど、既に多くの都道府県で取組がなさ</p>

れている手法や事例に学び、この際改めて行動の輪を広げるための大きなてこ入れを図ることにより、「滋賀 教育の日」が滋賀の教育の充実と発展に資するよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育委員会事務局教育総務課)

監査の意見のとおり、教育の日そのものが県民の十分な認識に至っていない状況が見られることから、「滋賀 教育の日」の普及啓発に一層努めていくこととした。

具体的には、教育委員会のホームページや保護者向け情報誌「教育しが」等を利用して年間を通じた広報活動を実施するとともに、11月1日の前後1か月の「滋賀 教育の日」関連事業を「教育しが」の特集記事として紹介していくこととした。

さらに、「滋賀 教育の日」の取組を、年間3回のテレビ放映を予定している「教育広報番組」の放映テーマとするなどして、「滋賀 教育の日」の一層の周知を図り、県民の教育への関心を高めることとした。

(注) 組織名称については、平成23年4月1日現在の名称を記載。

